

平成 24 年 度

# 八代市議会建設環境委員会記録

---

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 所管事務調査 ..... 1

---

平成 24 年 10 月 31 日（水曜日）

## 建設環境委員会会議録

平成24年10月31日 水曜日

午前10時02分開議

午後 0時07分閉議（実時間125分）

環境センター  
建設課主査 豊田 浩市郎 君

ごみ対策課長 山口 剛 君

環境部理事兼  
環境課長 今井 晃 君

環境課主任 浦田 富士也 君

### ○本日の会議に付した案件

#### 1. 所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査  
（八代港の整備の進捗状況について）
- ・生活環境に関する諸問題の調査  
（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）  
（ごみ非常事態宣言後の状況について）  
（九州新幹線騒音等の問題について）  
（八代市衛生処理センターの延命化について）

### ○本日の会議に出席した者

|      |         |
|------|---------|
| 副委員長 | 堀口 晃 君  |
| 委員   | 大倉 裕一 君 |
| 委員   | 田中 安 君  |
| 委員   | 中村 和美 君 |
| 委員   | 橋本 幸一 君 |
| 委員   | 増田 一喜 君 |
| 委員   | 松浦 輝幸 君 |

※欠席委員 田方 芳信 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

|            |         |
|------------|---------|
| 建設部長       | 船藏 満彦 君 |
| 商工観光部      |         |
| 商工観光部次長    | 宮村 明彦 君 |
| 環境部長       | 福田 晃 君  |
| 環境センター建設課長 | 小橋 孝男 君 |

### ○記録担当書記 寺原 哲也 君

（午前10時02分 開会）

○副委員長（堀口 晃君） 定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

委員長が欠席いたしておりますので、私がかわって委員長の職務を行います。

本日は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

### ◎所管事務調査

- ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査  
（八代港の整備の進捗状況について）

○副委員長（堀口 晃君） それでは、八代港の整備の進捗状況について、執行部から発言の申し出があっておりますので、これを許します。

○建設部長（船藏満彦君） 委員長。

○副委員長（堀口 晃君） はい、船藏建設部長。

○建設部長（船藏満彦君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部でございます。

国直轄の八代港の整備につきまして、事業費及び完成年度の変更があっておりますので、御報告させていただきたいと思っております。

内容につきましては、ポートセールスの絡みで、所管部であります商工観光部の宮村次長より説明させますので、よろしくお願ひいたしま

す。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。宮村でございます。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元にお配りしております、八代港の整備の進捗状況についてのペーパーをごらんいただきたいと思います。

今、部長のほうからお話がありましたとおり、八代港の整備につきましては、その上の表をごらんいただきたいんですが、平成18年の見直し前のときには、全体事業費といたしまして94億円で、完了予定が平成24年度、いわゆる今年度でございます。で、供用目標が来年度以降、25年度以降というふうにされておりましたが、このたび見直しが平成23年にありまして、全体事業費が94億円から45億円ふえまして139億円になっております。完了予定も7年度延びまして31年度。で、供用開始が32年度というふうに変更になっておりますので、よろしくお願いいたします。

その理由といたしまして、まず事業費の増減理由につきましては、①をごらんいただきたいと思いますが、色づけしてある工事の箇所をごらんいただきたいと思うんですが、要は当初、あるいはその右側に変更て書いてありますけど、そのピンクで塗った部分が変更になった部分でございます。この岸壁の中ぐらいのところ、ここを圧を弱くすると。で、弾力性を持たせる。で、この海側のほう、こっちに圧を強くして、で、強固にするというような、そういう工事でございます。そういうことによりまして事業費が増加したというようなことでございます。

それから2番目ですが、しゅんせつ工法の見直しということなんですけども、これまでコスト面からポンプしゅんせつ工法というものを採用してしゅんせつしておりました。いわゆる、わかりやすく雑駁な言い方いたしますと、ワイヤを引っ張って船を海上に固定いたしまして、掃除機みたいなものの先端で海水も泥も全部吸い上げている、それがポンプしゅんせつなんですけども、それをグラブしゅんせつ——要はグラブみたいな、がしゃっと海の下に入れて、土をつかんで船のほうに揚げると。そういう手法を変えたというようなことでございます。

その理由といたしましては、しゅんせつ工法の見直しのところに書いてありますけども、あるいは下のほうの八代外港の絵もありますけども、黄色の船舶航行のルートってありますけども、外港のマイナス10メートル岸壁からマイナス12メートル岸壁までの船の往来、それから内航から出てくる船の往来等々で航路がふくそうしてるということで、船が来た場合、ポンプしゅんせつの場合には、しゅんせつ船を移動しなきゃいけない場合に、非常に時間がかかるということで、危険もあるということなので、グラブしゅんせつ工法であれば、かなり短縮されて移動ができるというようなことで、しゅんせつ工法を見直したというようなことでございまして、そうなりますと、おのずと事業費が増加したというようなことで、繰り返し申し上げますが、岸壁改良の構造の見直しと、それから、しゅんせつ工法の見直し、2点によりまして事業費が増加したというようなことでございます。

それから、供用時期の変更理由といたしまして、そこに書いてありますけども、しゅんせつ土砂の処分場整備工程の見直しをされたためというようなことでございます。

以上、簡単ではございますが説明させていただきました。

○副委員長（堀口 晃君） はい。ただいま説明が終わりましたが、このことについて、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（田中 安君） 済みません。

○副委員長（堀口 晃君） 田中安委員。

○委員（田中 安君） しゅんせつ土砂の処分場整備の工程の見直しということは、具体的にどうということなんでしょうか。

例えば、ニュー加賀島のところが、今しゅんせつ土砂を埋めるという形になってましたけれども、あと一つ、大築島の南岸のほうに新たに整備するかどうか。そこらあたりのところを教えてくださいなだけ。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） 今、田中委員さんからお話がありましており、しゅんせつ土砂の処分場に苦慮されてるうちゅうことでございまして、加賀島地区に国の事業それから県の事業で、それぞれかさ上げをされて、容量を膨らませているっていいですか、ふやして増加させていらっしゃいます。で、今御指摘もありましたが、大築島の北地区もかさ上げを5メートルほどなさるといふうに聞いておりますので、さらに容量がふえると。で、マイナス14メートル岸壁、今後、第2バース等の工事が入りますと、なかなかしゅんせつ場所が足りなくなる可能性があるということで、大築島南地区についても、今、国と県のほうで検討されてるというようなことでございます。

以上です。（委員田中安君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○副委員長（堀口 晃君） はい。

○委員（中村和美君） はい。

○委員（田中 安君） あと一つ。

○副委員長（堀口 晃君） はい。じゃ、もう一つ、はい、田中安委員。

○委員（田中 安君） あと一つ。しゅんせつ、——今度7万5000トンが、コスト何とか入ってきたですね。あれが結局、今度岸壁をしゅんせつした後に入ってきたんだろうけど、どのような入港状況でありましたか。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） 7万5000トンのコストクルーズなんですけれども、あの船が着いたのは、10——（委員田中安君「満潮時」と呼ぶ）マイナス10メートル岸壁でございます。（委員田中安君「マイナス10」と呼ぶ）はい。で、これまで——でございます。

以上です。（委員田中安君「はい」と呼ぶ）

○副委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（中村和美君） はい、いいですか。

○副委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） はい。簡単によかです。岸壁改良は、これはやっぱ大震災のときのいろいろな港があったですね。あの岸壁が被害は相当受けた。あれも考慮してのこの改良、変更ですか。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） そうです。それも考慮したところでの岸壁改良になります。（委員中村和美君「強固になってこっですな」と呼ぶ）はい。（委員中村和美君「はい、なし」と呼ぶ）

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。

○副委員長（堀口 晃君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 以前、一般質問したとき、航路のしゅんせつについては年度がまだ全然未定っていう。このしゅんせつとはどの部分をいうわけですか。航路のしゅんせつを32年

度までやってしまうという理解してよかったですか。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。約、航路は12キロほどございますけれども、その航路の計画、第2バースまでつくった幅の航路ではなくて、若干狭い航路なんですけども第1バースだけの航路、今の計画ではですね、を12キロ掘ったとこのしゅんせつ土砂でございませう。

○副委員長（堀口 晃君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 前、国交省、自民党で行ったとき、まずは片路、片面ちゅうが、例えば幅を半分修正して、あとまたやりましょっていう、そういう方法もあるていうことを国交省の人から聞いたんですが、今回についてはどういふ。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） 宮村次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） 計画では第2バースまでを整備するに当たる航路につきましては、310メートルの航路の幅だったと思いますが、第2バースの決定を見ておりませんので、たしか210メートルでよかったかな。

（委員橋本幸一君「幅が210メートル」と呼ぶ）240メートル。済みません、240メートル幅の航路をしゅんせつしているというふうに聞いてます。

○副委員長（堀口 晃君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 幅240メートルを12キロ、（商工観光部次長宮村明彦君「そうです」と呼ぶ）しゅんせつが32年度までに、行うってことですね。（商工観光部次長宮村明彦君「はい。そういうふうに聞いてます」と呼ぶ）

○副委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（橋本幸一君） はい、結構です。

○副委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で八代港の整備の進捗状況についてを終了いたします。

○商工観光部次長（宮村明彦君） 済みません。

○副委員長（堀口 晃君） はい、宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） 済みません、訂正をさせていただきます。今、航路240メートルと言いましたが、220メートルでございませう。申しわけございませう。（委員橋本幸一君「幅が220メートル」と呼ぶ）はい、幅220メートルでございませう。

○副委員長（堀口 晃君） 幅220メートルで、12キロメートルということ。（商工観光部次長宮村明彦君「はい。済みません」と呼ぶ）はい、ありがとうございました。（商工観光部次長宮村明彦君「ありがとうございました」と呼ぶ）

---

#### ・生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

○副委員長（堀口 晃君） 次に、八代市環境センター建設事業の進捗状況について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○環境部長（福田 晃君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、福田環境部長。

○環境部長（福田 晃君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

本日は、ただいま副委員長が申されました、

環境センター建設の進捗状況、そのほか環境部に関連します関係で4点ほど御報告したいことがございますので、それぞれの事項につきましては各担当課のほうで説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長（堀口 晃君） はい。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 委員長。

○副委員長（堀口 晃君） はい、小橋環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

事業者選定委員会のほうが2回目まで、10月の19日を終えております。その段階で、実施方針の確定をしておりますので、御報告を申し上げます。座って御説明させていただきます。

○副委員長（堀口 晃君） はい。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） お手元の資料に準じて説明させていただきます。

まず4ページ、お開きください。

4ページでは、特定事業の選定に関する事項ということで、今回の対象となる公共施設等の種類ということで、①と②に分けております。

まず①は、民間事業者が設計・施工及び運営を行う施設ということで、対象施設がエネルギー回収推進施設と計量棟でございます。施設規模は1日134トン、67トンの炉が2炉でございます。処理方式につきましては、焼却方式ではストーカ式、ガス化熔融方式ではシャフト式か流動床式というふうにしております。本事業での対象範囲は、設計・施工・運営でございます。供用開始は平成29年度を予定しております。

②のほうは、民間事業者が設計のみを行う施設です。対象施設はマテリアルリサイクル推進施設、これが実施設計までです——基本・実施

設計までですね。それから管理棟が基本設計のみでございます。それから処理方式はマテリアルのほうが破碎、選別、圧縮、保管ですが、管理棟のほうに、これまで環境学習センターという言葉を使っていたりしましたが、いろいろ協議を重ねていただきまして、管理棟の中に環境学習センターを取り込むと、1つの建物の中に取り込むということで、基本設計までを行っていただきます。それから、公園と言っておりました緑地部分、ここにつきましても管理棟のこの基本設計の中で一緒に基本設計まで行っていくということです。

それから、マテリアルのほうは基本・実施までは民間事業者に行ってもらいますが、施工・運営は市で行います。それから管理棟のほうは、市で行いますのが実施設計・施工・運営でございます。供用開始は同じく平成29年度を予定しております。

続きまして、5ページをお開きください。

5ページは、今御説明いたしました内容を一覧表にしたものでございます。この黒く塗ってありますところが民間事業者が行うところで、白抜きの横棒を引っ張ってありますのが市のほうで行う事業範囲でございます。

続きまして、6ページをお開きください。

（4）ですが、今回の事業の目的を書いております。大きく2つに分けております。①では、市のごみ処理のあり方及びごみ処理の目標を設定しております。②では施設整備の基本方針として、4つの柱を立てております。これは、これまでに御説明した内容と同じでございます。

それから、7ページをお開きください。

7ページでは事業概要を書いてありますが、真ん中あたりの①事業期間、それから下にあります②契約の形態というところを表記してあります。

ここで、まず事業期間のほうですが、エネ

ギー回収推進施設及び計量棟の設計・施工につきましては、事業契約締結の翌日から——来年の9月を予定しておりますが、議会で御承認いただいてから平成29年度の試運転期間を含めまして、29年度までとしております。それから現地着工のほうですが、平成27年の12月から可能となる見込みとしております。

それから、マテリアルリサイクル推進施設と管理棟につきましては、設計期間を事業契約締結の翌日から平成27年の3月31日までとしております。

運営対象施設の運営期間ですが、これはエネルギー回収推進施設と計量棟ですが、竣工後20年間としております。平成49年度までと予定しております。

残渣運搬業務及び残渣資源化業務の期間ですが、運営対象施設の運営期間と同期間といたします。

②の契約形態につきましては、市は、本事業開始のための基本的事項に係る基本協定を落札者と締結いたします。市は、基本協定に基づき、設計業務、施工業務、運營業務、残渣運搬業務及び残渣資源化業務を一括で委託し、もしくは請け負わせるために、本事業に係る基本契約を民間事業者と締結いたします。あと、それぞれ基本契約に基づきまして、契約関係のことを記載しております。

それから8ページの(7)番、事業スケジュールですが、実施方針の公表。本日、建設環境委員会のほうに御報告いたしました後、市のホームページのほうに掲載、公表いたします。それからこれに対しまして、実施方針に対する質問の受け付け期間、民間事業者からの質問ですが、11月15日まで質問を受け付けます。それから、それに対する回答は、11月26日までを予定しております。

それから④番、要求水準書の案と入札公告書類の案の公表につきましては、第3回、第4回

の事業者選定委員会が終わりました後、案の公表という。この2つにつきましては、案の段階で公表いたします。

それから先ほど言いました特定事業の選定の公表を、同じく12月の下旬を予定しております。

入札公告につきましては、同じく12月の下旬を予定しておりますが、このためには20年間の債務負担行為の設定が必要になってまいりますので、議会承認後ということになろうかと思えます。

年が明けまして、募集要項の説明・現地見学会の実施を年明けの1月に行う予定です。

それから、直接事業者から、対面的対話といましてヒアリングを行います。

それから、その前に事業者から提案書の書類が、まず提案書が上がってくるんですが、その書類審査を経まして、⑨番の落札者の選定は、直接、事業者選定委員会の委員の皆さんの前で、各者プレゼンを行うことになっております。それを受けまして評価をさせていただいて、最優秀提案者を決めるという流れになります。

その後、基本協定の締結が7月。それから運営事業者の設立が8月。仮契約の締結が同じく8月。それから13番目に、基本契約、建設請負契約、運営委託契約、残渣運搬業務委託契約、残渣資源化業務委託契約の締結を行います。これは本契約になりますので、全て議会承認の対象となるかと考えております。来年の9月を予定しております。

本契約がなされましたならば、いよいよ来年の9月以降、設計・施工の着手の準備に入っております。

あとは先ほど申し上げました予定で記載しております。

それから続きまして、12ページをお開きください。

ここからは表の1から表の2、次のページの

表の3とありますが、市と民間事業者の役割分担を表にしております。

表1では、用地の確保、測量・地質調査、各種許認可、環境影響評価は全て市が行いますという表でございます。

それから、表2につきましては、設計はどちらがやるのかという区分けをしております。これは先ほど御説明しました内容を表にしております。

続きまして13ページも同じく、今度は施工の分担を書いております。計量棟とエネルギー回収推進施設は民間事業者。マテリアルリサイクル推進施設と管理棟、外構施設につきましては市のほうで行います。

続きまして、表3のほうでは、実際の運営段階での役割分担を書いております。表の3では、ごみの受け入れにつきましては市のほうで行います。あと、受付から計量、搬入管理、直接搬入ごみの管理、料金徴収などは民間事業者のほうで行っていただきます。それから運転管理も民間事業者です。用役管理も民間事業者です。維持管理につきましても民間事業者です。市で行います内容といたしまして、焼却灰・飛灰等という欄がございますが、この中で不燃物を最終処分先まで運搬するとか、それから不燃物の最終処分につきましては市のほうで行いますが、それにかかる費用につきましては、民間事業者のほうで支払うということとしております。ですので、できるだけ出ないように民間事業者は努力する必要があります。

それから、表4につきましては、マテリアルリサイクル施設と管理棟の役割分担を、運営段階ですが、運営段階の役割分担の表をつけております。ここは、ごみの搬入につきましては、市のほうで行います。それから、受付、計量・記録・管理につきましては民間事業者。それから搬入管理につきましては市のほうで。直接搬入ごみの管理も市のほうで行うということにし

ております。

続きまして、15ページも同じく、市と民間事業者の作業内容の区分けを書いております。あと、下の表の5も、住民対策とか苦情処理とか、そういったものの役割分担も書いております。

続きまして、16ページをお開きください。

ここは先ほど御説明しましたスケジュールとほぼ同じではございますが、入札公告以降のスケジュールを詳しく書いております。

大きな3番、民間事業者の募集及び選定に関する事項です。募集及び選定スケジュールの予定を書いております。

入札公告を12月下旬に打ちますと、募集要項の公表を同じく行います。これによりまして、事業者はこの八代市の事業に参加するかの社内での決定をされるかと考えます。募集要項の説明・現地見学会の実施など、それから募集要項に対する質問の提出期限、それから募集要項に対する質問への回答、資格審査申請書の提出期限、資格審査結果の通知、対面的対話の実施。技術提案書・入札書等の提出期限。この技術提案書・入札書が入札行為でありますので、八代市が出しました条件をクリアできたと、できるかどうかをこの技術提案書と入札書のほうで確認するということになります。形式審査の実施も行います。それから、非価格要素の審査と価格審査を——これは実際に各事業者からの直接提案を行ってまいりますので、委員の先生方はそのヒアリングを行って、最優秀事業者を決めるということになります。それから総合評価の実施が同じく6月です。落札者の決定も同じく6月です。この後、先ほどの仮契約、本契約という手続に入ってまいります。

16ページの2番ですが、応募者の参加資格要件を書いております。ここはずっと読んでいただければわかるかと思うんですが、次のページの——済みません、十何ページだったっけ。

17ページの(2)の応募者の参加資格要件のところで、共通の参加資格要件ということで書いております。一般競争入札で行われてる参加資格要件とほぼ同じですが、例えばアでは、地方自治法施行令に該当しない者であること。それからイでは、八代市の工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領及び八代市物件供給等に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと、であるとなっています。ウでは、会社更生法に関すること。それからエでは、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律のこと。オでは、手形交換所において取引停止処分など書いております。

それから、19ページをお開きいただきたいと思います。

19ページの下の方の(エ)というのを見ていただきたいんですが、⑤のところです。施工対象施設のプラントの施工を行う企業ということで、条件を設定しております。(エ)では、平成14年4月1日以降において、以下の条件を満たす廃棄物処理施設(エネルギー回収推進施設)の新設の納入実績があること。なおかつ、1炉当たり1日50トン以上の複数の炉を有する廃棄物処理施設であって、提案する処理方式、——焼却ではストーカ、ガス化熔融では流動床及びまたはシャフト式のいずれかと同じ処理方式の施設かつ発電設備を有する施設という実績を求めています。過去10年間の実績を求めています。これをクリアする事業者でないと応募できないということになります。

それから、20ページをお開きください。

ここから落札者の審査及び選定のことを書いております。3番の落札者の審査及び選定ですが、選定委員会の設置をまず(1)番で書いております。この委員につきましては、前回の御説明のとおりでございます。

続きまして、21ページの(2)の落札者選

定基準。このようなことで基準を設定しますという項目を書いております。

まず、1点目の価格面ですが、建設費(設計対象施設の設計と施工対象施設の施工に係る費用)です。それから運営費ですが、運営対象施設の運営に係る費用。残渣運搬費、焼却灰・飛灰の運搬に係る費用。残渣資源化費、焼却灰・飛灰の処理・資源化に係る費用。

それから②で、非価格要素。アは施設計画、イはプラント性能、ウ、環境・循環型社会への配慮、エ、運営計画・事業計画、オ、その他ということで、非価格要素を、——熊本市ではここを、価格面を4割、非価格要素を6割ということで、4割6割で設定されております。八代市も、これから第3回目、第4回目の事業者選定委員会で、この落札者選定基準を決めていただくことになります。

それから、(3)番、落札者選定方法ですが、①第1段階といたしまして、資格審査を行います。それから②第2段階では、対面的対話で直接ヒアリングを行います。③番、本審査ということで、先ほど言いました価格面と非価格面の前に、技術提案書を出していただきます。それを確認した上で本審査に臨むということになります。

22ページをお開きください。

ここでは非価格要素審査及び価格審査について書いてありますが、形式審査において市の要求する要件を満たした応募者を対象として、非価格要素審査及び価格審査を実施いたします。非価格要素審査につきましては、応募者の提案のうち、(2)落札者選定基準の選定基準に沿い選定委員会において評価を行い、点数化いたします。なお、評価に当たりましては、必要に応じて応募者へのヒアリングを実施いたします。非価格要素の審査基準や点数化の方法等については、募集要項に示します。

次に、価格審査につきましては、価格提案書

に記載の金額が予定価格以下である場合に合格といたします。価格の点数化方法については、募集要項に示します。（ウ）総合評価です。非価格要素審査及び価格審査を経まして、総合評価を行います。最優秀提案者を選定します。総合評価点の算定方法につきましては、募集要項に示します。

このような流れで、落札者を決定してまいります。

続きまして、26ページをお開きください。

ここでは公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項を記載しております。施設の立地条件ですが、事業用地は八代市港町地内です。加賀島地区になります。それから敷地面積及び配置は約5.7ヘクタールです。（3）番、施設規模ですが、エネルギー回収推進施設は1日134トン、マテリアルリサイクル推進施設は5時間運転の20トン。（4）番、土地利用規制です。都市計画区域は都市計画区域内です。用途地域は指定はありません。一部工業専用地域です。防火地区は指定なし。高度地区も指定なし。建蔽率は60%以下。容積率は200%以下。日影規制につきましては指定ありません。海岸保全区域は指定があります。それから都市計画決定は、ごみ焼却場として位置決定を行う予定でございます。

続きまして、29ページをお開きください。

ここでは参考資料①ですが、事業のスキーム図を示しております。契約の相手方、それから契約の種類、契約の本数を記載しております。

八代市は4つの契約を行います。まず、中段に書いてあります建設請負契約。続きまして、残渣運搬業務委託契約。それから残渣資源化業務委託契約。それから最後に運営委託契約と、4つの契約を結びまして、これらを基本契約を行いまして、最終的に全てのことにつきまして基本協定を行います。これが済みまして、いよいよ本契約に臨むということになります。議会

承認では、この建設と基本協定に伴います契約書類の議会承認をお願いするということになります。

それから、一番下のほうに、焼却灰・飛灰という言葉しかありませんが、熔融のほうにしましては、スラグ・金属の資源化はガス化熔融方式の場合に限る。それからガス化熔融方式の場合は、焼却灰・飛灰は熔融飛灰と読みかえるというように記載しております。そういうようなことで、こういうようなスキーム図を設定しております。

それから30ページをお開きください。

今度は、事業に係るリスク分担について、市と民間事業者の分担を書いております。

ここはまだ今から審議していただきますので、一つの提案ではありますが、このような分担表を今後決定していくということになります。

それから35ページです。

ここでは業務範囲図をエリアで掲載しております。

まず、設計範囲ですが、一番上の設計範囲です。設計範囲は、基本設計が管理棟まで、それから基本設計・実施設計がエネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設、計量棟、外構施設です。緑地エリアにつきましては、基本設計のみです。

続きまして、真ん中の図5、施工範囲です。廃棄物処理施設エリアですが、敷地整備の施工範囲は、造成・地盤改良ですが、廃棄物処理施設エリアとします。廃棄物処理施設のエリアを造成・地盤改良を行います。それから、建築等の施工範囲ですが、エネルギー回収推進施設と計量棟です。それから緑地エリアについては何もありません。

それから、図6ですが、運営範囲ですが、これは全て民間事業者が行う業務範囲なんですけれども、廃棄物処理施設エリアにつきましては、

運営の範囲がエネルギー回収推進施設と計量棟。それから保守管理につきましては、廃棄物処理施設エリアのマテリアルリサイクル推進施設と管理棟を除くエリアです、を保守管理いたします。緑地エリアについては対象にしておりません。

以上、足早でしたが、——最後に36ページ、済みません、36ページですが、今度は、最後ですが、運営段階における業務範囲を、上が焼却方式、下がガス化溶融方式で書いております。ここでは発生します焼却灰や飛灰、それからスラグ、そういったものを市が行うのか、運営事業者が行うのかということで書いております。

その矢印を見ていただくとわかるんですが、例えば上のほうですと、焼却灰を資源化する工場に持ち込むのは市が実施する範囲、——色が一つとっとかあ。（環境部長福田晃君「ついてるよ。一つとるて」と呼ぶ）済みません、まず上のほうですが、資源化する、赤の運搬につきましては、運営事業者が実施する範囲です。それから青につきましては、市が実施するのはマテリアルリサイクル推進施設から出ます不燃物の運搬、これを最終処分場に運び込むというのが市の範囲になります。

それから下のほうですが、スラグにつきましても、金属につきましても、民間運営事業者が実施する範囲です。それからマテリアルリサイクルから出る不燃物の運搬につきましては、上と同じく市が実施する範囲でございます。

一応、こういうふうな業務範囲を記載しております。

以上ですが、説明を終わらせていただきます。

○副委員長（堀口 晃君） はい。今、説明が終わったところであります。八代市環境センター建設事業の進捗状況について、本件について何か質疑、御意見がありましたら、挙手をお願い

いたします。

○委員（松浦輝幸君） はい、よか。

○副委員長（堀口 晃君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） はい。今、その工程、——どこやったかな、12月からいろいろあったんですが、私が一番今ちょっと聞いて懸念したのが土地。八代市が土地を確保するてあっじゃなかですか。じゃ、その土地がもう確保されてるのか、あるいはまだ都市計画区域のそのままなのか、そのまま、どうなんですか、それは。それと見込み。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、小橋環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。以前、委員会のほうにも御報告したかと思いますが、今県と国のほうと交渉しております。協議を重ねております。いろいろな諸条件がございましたので、一つ一つお願いをして、売り払いの手续に入っていただく時期を、ある程度、方向性を示していただいたところでございます。これに基づきまして、今委員から御指摘がありましたスケジュールをのせて、平成27年度の着工を見込んでるところでございます。取得後ですね、取得後に着工が可能であるというふうに受けております。

○副委員長（堀口 晃君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） 取得後っていうの、その時期はまだわからぬわけでしょう。いつそれがぴしっと変更されて市の土地になんのかは、まだ未定っちゃうことでしょうか。どうなんですか、そこは。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。あくまでもこれはもう、売り手がいらっし

やることなもんですから、売り手のスケジュールに合わせまして、２７年の１１月を現時点では予定しております。県が先に、（委員松浦輝幸君「１２月の」と呼ぶ）２７年の１１月を最終的には５．７ヘクタールの取得完了と考えております。

○委員（松浦輝幸君） はい、なっ、よくわかった。

はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） それからいったらですね、どうも私が何かこう透明性に欠けると感じとがですね。土地が決まらぬ、まだ２７年で、やっと八代市の持ち分になるということですけども、じゃ、ならぬ前に、土地がならぬ前に、こうしたいろいろ入札とか入札公募とか、それは何でされると。要するに、その債務負担行為っていうのをかけんばいかぬでしょう。土地も全然八代市になつとらぬとに。どうも順序が違うような気がしてならぬとですが。ちょっとそこを説明してください。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 土地の担保、取得担保につきましては、県も国もなかなか平成何年の何月に必ずという表現はなかなかしていただけませんですけども、一応１つの条件といたしまして、まず県のほうは環境アセスメントが終わりましたら、２５年の１１月に終わりましたら売り払いの手続に入れるということを条件に出されております。それから国のほうにつきましては、県の港湾審議会が終わりましたら国のほうは手続に入れるということで、この２つの大きな条件は提示していただいております。

それから、県のほうが約１年、それから国のほうが約２年ということで、最終的に平成２７

年の１１月には売り払い完了となるであろうというふうに今見込んでるところでございます。

○委員（松浦輝幸君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） その説明で、じゃ、２７年の１２月には、ちゃんと市のものになるという確信はあるわけですか。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、小橋環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） あくまでも手続に入っていただいてからの期間になるんですけども、少し余裕は見えていただいていると思いますので、遅くとも２７年の１１月までには八代市に登録できるような状況になるかと考えております。

○副委員長（堀口 晃君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） はい。じゃ、それはそれとして、何が何でも土地だけは確保せぬところにかぬとですが、そうであつたらですね、私は、債務負担行為か、これをですね、拙速に１２月の議会に、——こういうことになつ、出さぬといかぬごつなつてしょ、これは。この工程だったら。私はその後でもいいんじゃないかな、ぴしっと土地が明確に決まる、その土地、ぴしっとわかってからでも、私は市でして、それからこの工程を組んでいって、それが一番妥当じゃないかなと思うとですが。いかがなもんですか。（「２７年１２月以降では間に合わぬでしょう」「はい」「それ以降だったら間に合わぬでしょう」「これもう以前にその担保ができませんので」「うんうん、いや、だから２７年１２月以降だったら、これまた２年おくれるでしょう。そこを言わぬば」と呼ぶ者あり）

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、小橋環境セ

ンター建設課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。もう御指摘されるとおりでございまして、県も国もなかなか確約という、——県議会承認も必要な対象物件ですので、それから国のほうは未竣工土地を竣工するという大きな手続がございまして、土地として、八代市は土地になったところで購入する必要がありますので、その手続に対しまして平成何年の何月についてという明確なお答えがなかなかいただけないのも現状です。

で、確定するのが、例えば27年の11月までに県や国が当土地の取得につきて契約書が交わせた後で、例えば、この事業者選定委員会に取りかかるとなると、相当な事業のおくれが発生いたします。そういったことで、やれることから事務局とすれば一つずつやっていこうという考え方から、土地の交渉とは並行して、この事業者選定の手続に入ったところでございまして。

○委員（橋本幸一君） 関連で、よろしいですか。

○副委員長（堀口 晃君） よろしいですか、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） まあちょっと考えさせて。

○副委員長（堀口 晃君） はい。じゃ、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 今、27年っていう話が出たんですが、私はやっぱり土地の購入については、私は最小限ですね、環境アセスがやっぱりきっちり済まないことには、私はどうしてもこれは動いちゃいけないんじゃないかなっていう。せめて25年の11月。私は第一、最初のクリアせぬといかぬ部分で環境アセスですから。普通やっぱりどこの事業体についても環境アセスが済んでから、私は債務負担行為に入っていくって、それがほんとの手順じゃないかな

って思うんですが。

ましてや、今の場合、結局、焼却灰についてはほんとまだ真っ白の状態でしょう。そういう中で、12月に240億もの債務負担行為を出すということは、私は市民の皆さんに説明がつかない。私の知ってる限り説明すれば、市民の皆さん、そがん大金はって。そぎゃん急に出してよかつかいて。そがん金んかかつかいて。そういう皆さんが非常に私は多い。そこはやっぱり私は、議会としてどう理解するかっていうことが非常にやっぱり説明が要る。

○副委員長（堀口 晃君） はい、今の質問に対して。

○環境部長（福田 晃君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、福田環境部部長。

○環境部長（福田 晃君） はい。ただいま橋本委員が申されました240億ですが、大変高額ということは私どもも承知しております。

なぜ、——確か環境アセスが済んでからするのが普通当たり前っていうのは、当然、私も理解はしてるところでございますけども。どうしても土地が八代市の、——先ほど松浦委員がおっしゃった、土地が27年の12月なってからでも遅くはないんじゃないかってことおっしゃいますけども、その前に事業者を決定しておかないと、設計、施工、その関係が物すごく時間がかかります。当然、私どもの事務局と業者さんもずっと話し合いをしていきますので、そこに十分な期間が必要でいうことで、早目の着工ちゅうか、早目の業者選定が必要になってきます。

それから、そうなってくると、入札公告そのものが、ある程度早目にしていかないと、事業者選定がおくれてしまいます。それで、事業者選定を行う前に当然入札公告はありますので、入札公告する前には、どうしても金額の裏づけが必要でございまして。

で、実際その240億そのものの全部をするわ

けじゃございませんので、施設に必要なですね、建設費の分と、それから運営の部分ですね、その部分について、DBOの関係する部分についてだけの債務負担行為でございます。当然240億という金額にはいかないと思うんですけども、それがないことには入札公告入れません。

で、私どものほうが一番念頭にしておりますのが、本契約の時期を先ほど小橋が何度も申し上げましたように、来年の9月議会を念頭にしてこのスケジュール組んでおります。その関係で、どうしても入札のほうを12月に公告しないとですね、できないちゅうことで、その前には債務負担行為を12月議会に一応上げたいとは思っております。事業のおくれがちゅうか、平成29年度の供用開始ちゅうことを、これは私ども動かすつもりはございませんので、一応それに基づいて一応スケジュールは組んだつもりでございます。

以上です。

○委員（橋本幸一君） よろしいですか。

○副委員長（堀口 晃君） はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 確かに私も29年のその竣工っていうのは、これはもう譲ることはできない、それは市民の皆さんの願いでもあるからですね。だから、なおさらやっぱそこについては、きっちりした透明な流れで、市民の皆さんに説明ができる状況を持っていかなければならないと私は思っとるんですが。

ある人によれば、この工期っていうのは、12月に債務負担行為できなくても29年竣工は可能というような見方される方もおられるし、この前の読売新聞見てみますと、やっぱ変な記事も掲載されておると。そこについてはもうちょっとですね、行政としても、本当にやっぱ、これで適当かっていう、そこを考えていただきたい。

それともう一つは、今選考委員会の中で、こ

の前の意見の中で、このくらいの会議の回数でいいのかっていう質問もあったとかって聞いてるんですが、その後の流れっていうのは、どのようになっているのかも、あわせてちょっと。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、小橋環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 一応、今部長の説明、ちょっと補足説明させていただきます。

設計と設計期間の協議が非常に長く要するということと、それから工事期間がやはり24カ月要するということと、あわせて約3年半ぐらいの設計から工事までかかります。それを考えましたときに、いつ事業者が決まっていたらいいかという計算から、この12月の債務負担行為をお願いしたいというふうに考えおりました。そうしめさんと、入札公告が打てませんので、委員御指摘のとおり、拙速ということよりも、これを決めておかないと前に進めない、次のステップに進めないということで、事業者選定の時期を設定したというところでございます。

それから、会議の回数につきましては、1回目の公開審議のときに、委員から御質問がありまして、7回と最初設定しておりました。それを事務局のほうからもう回数にはこだわりませんというふうなお答えをしております。慎重審議をお願いしたいということで。

ただ、委員長のほうも八代市の状況をわかっていただきまして、この前、委員長のすり合わせに行ったときに、12月までに3回予定してたんですが、どうしてもあと一、二回は必要だよねという御意見はいただきました。ただ、委員さんの出席が可能かどうか非常に問題になってまいりますけども、入札公告を打つ前は、もう少し時間をかけたいということはおっしゃっ

ていただきました。ですので、回数には全然こだわっていないんですけども、先ほど部長から説明がありました、設計協議期間それから施工期間の確保のためにも、早目の事業者選定は必要かと考えております。

以上です。

○副委員長（堀口 晃君） はい。

○委員（松浦輝幸君） よか、まあいっちょ。

○副委員長（堀口 晃君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） はい。事業者選定は必要と、その29年度供用開始という、これも私もこれは曲げちゃならぬと思うんですが。そうせぬでも、だったらですね、私が言うとは、何で土地の確保に命がけ、こやん設計ばししよって、こやんとしよるよりもですね、土地の確保に一生懸命やればよかったですよ。25年ごろには、ぴしっと確信のできるようなこととして、それからアセスメントがあって、それから債務負担行為を出したって私は間に合うと。29年までぴしっといくとですよ。だいけんもう、とにかく、確かに土地の、普通の民間の土地じゃなかけん、ひまいっでしょうけども、それはうちの市長なら市長で、つてつて頼って行って、一生懸命やったら27年までかからぬですよ。そこを一生懸命やってもらいたい。以上です。

そして、さっき言われるように、このスケジュールでやったらですね、透明性ちゅうのは非常に疑問を持っとですよ、はっきり言って。だから、先ほど橋本委員さんが言われるように、一番透明度の高い、やっぱり工程を組んで、そして建設をしてもらわぬと。これはみんなだっでん感心持っとる、市民も。我々もそれが一番大事だと思っていますので、このままのあれだったら私はどうも透明性、ここのとこにクエスチョンマークをつけざるを得ない、そう思っています。

以上です。

○副委員長（堀口 晃君） ほか、ございませ

んか。

○委員（増田一喜君） いいですか。

○副委員長（堀口 晃君） はい、増田委員。

○委員（増田一喜君） 似たような質問になっとは思んですけどですね、今松浦委員が言われたように、土地の取得については、要は、予定で言えば、いつて言ったかな、27年の11月ごろに土地取得ができそうな予定ですよという話ですけども、これについては何も、県とか国とかから確約とかいう、ないわけでしょう。逆に、債務負担行為をすることで、市としては担保みたいなものを出したいというような形だけど、そういうことを県、国が言って、それをしときなっせ、そうするとこのぐらいには取得できるよという、逆に向こうから言われたことなんですか。違うでしょう。こっちがそれを、こうですから売ってくださいよみたいな形で、今、話を進めていきたいちゅうことじゃないんですか。どうなんですかね。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、小橋課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 確かに、もう御指摘のとおり、この土地の確保といえますか、担保してないのに事業者を先に決めたり、それから先方にここまでには売ってくださいとか、そういうふうなことをなかなか言えなかったのも事実です。

実は、あそこがまだ、国のほうの土地が未竣工用地なものですから、竣工させるために80ヘクタール全体を竣工させるのではなくて、一部竣工になるそうです。今回の対象の2.6ヘクタールだけを竣工させられるそうです。ですから、その手続で、これまで余り経験がなかったのかどうかわかりませんが、非常に手続が、2年ないし3年かかるというようなことは、もう最初からおっしゃってらっしゃいました。

しかし、協議していく中で、八代市の事情もわかっていただきまして、どうにか今、平成27年の11月にはという、めど的なものは立てていただいております。これもしかして、やってみないとなかなかわからないところはあるそうです。

しかし、その前にやっとなければ、八代市として進めておかなければ、その土地が取得できた、じゃ次に事業者選定だというわけにもいきませんので、事務局とすれば、まず事業者を決めて、設計に取りかかっていただいて、土地の取得の時期を待つというような形が一番、平成29年度の供用開始を目指せるのかなというふうに考えてまいりました。

ですから、どちらからか、そういう強い要求をしたとか、そういうことはございません。話し合っていく中で、このような流れになったというふうになっております。

○副委員長（堀口 晃君） はい、増田委員。

○委員（増田一喜君） その話聞けばですね、八代市のほうがどうしてもそれをしたいという、それに沿うようにやってほしいという期待というかな、そういうところですね、今の段階は。

だけど、こうやって債務負担行為しました、業者決めました、それが実際的には予定してたけども、ずれ込みました。そうなった場合には、業者さん、決めてしまった業者さんに対する対応というのはどういうふうになるんですか。ただただ、はい、おくれました、これは一旦契約はもう終わりましたという、何かそういうふうな形で終われるんですか。それとも何かの責任が出てくつとですか。

○環境センター建設課主査（豊田浩市郎君） 済みません、はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、環境センター建設課、豊田主査。

○環境センター建設課主査（豊田浩市郎君）

済みません。御指摘の件ですけど、土地の取得に関しては、県及び国とは大枠で、それは当然所定の手続が終わり次第、それは八代市のほうに譲っていただけるものということで、協議はずっと進めていっております。

で、もし委員御指摘の、うちが予定している協議、土地取得、工事着手時期までに土地が取得できなかったらということですけど、これがもし大幅に、例えばこれが1年後にずれ込みましたということになれば、そのリスクっていうのは、それはそれなりのことにはなるかと思うんですけど、これは決まってからの、また協議次第っていうことになるかとは思いますが。明確にそれが大幅におくれるとかっていうのは、今現時点では執行部としても想定しているのはしておりません。あくまで27年の11月には取得できるよう、できるものと思って協議は進めていってるつもりではあります。

以上です。

○副委員長（堀口 晃君） はい、増田委員。

○委員（増田一喜君） ほとんど予定ですよ。その予定も、言うたらあれかな、あんまり数字言っちゃってしょうがないけど、90%以上それがほぼ確定なんですよ、確定に近い確率なんですよという話じゃなくて、60パー、70パーぐらいの確率かな、みたいな話でずっといって、結局は、何となくそう思ってくださいよというのを期待したような説明やった。どうもこう、ぴんと納得できないところがあるとですよ。もうちょっと、そこらあたりの説明ができるようなことも考えていただければとは、私は思いますけれども。

以上です。

○副委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

（「うん」と呼ぶ者あり）はい。

ほかになれば、以上で八代市環境センター建設事業の進捗状況について、終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

---

・生活環境に関する諸問題の調査（ごみ非常事態宣言後の状況について）

○副委員長（堀口 晃君） 次に、ごみ非常事態宣言後の状況について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○ごみ対策課長（山口 剛君） はい、委員長。

○副委員長（堀口 晃君） 山口ごみ対策課課長。

○ごみ対策課長（山口 剛君） はい。ごみ対策課長の山口でございます。座って説明させていただきます。

それでは、配付いたしております資料に従いまして、御説明をさせていただきます。

本日の説明の予定でございますけれども、8月、9月分の清掃センターの搬入、処理実績と、それから生ごみ処理に関しまして今後の予定といたしますか、今までの検討状況ということで報告をさせていただきます。

それではまず、表紙をめくっていただきまして、1ページ目でございます。

こちらのほうに、8月分の処理の実績を配付させていただいております。8月分につきましては、収集しましたごみの量が1566トンということで、21年度同月比に対しまして58トン減でございます。それから、過去1年間ということで、平成21年度と比較しまして、492トンの減量が行われております。一般搬入と許可業者等と合わせましたトータルでございますが、8月分で2431トン、年間通しまして2万8544トンということになっております。月で106トン、年間で1000トンということで減量になっております。

続きまして、下の欄の資源物でございますけれども、こちらのほうは24年度の8月で293トンということで、21年度と比べまして13トン増量となっております。それから、一般と許可業者の搬入を合わせました量が509トンということで、21年度比1トンの増量でございます。年間としましては、162トン増量をしております。

処理実績でございますけれども、収集しました量が2431トンに対しまして、月の可燃物の隣でございますが、焼却いたしました量が2262トンでございます。それと、外部処理委託しましたのが552トンということになっております。

それから、焼却炉の運転状況でございますけれども、8月は1号炉、2号炉ともに38トン进行平均で焼却をしております。合計で1日当たり76トンの焼却を行っております。

それから資源の日ですけれども、8月の月2回実施しております。合わせまして12.4トンということで、――失礼しました、資源の日の日曜日版ということで、毎月第2、第4の日曜日に実施をしております。合計量としまして、8月で12.4トン、利用者のほうが408名ということになっております。利用者につきましては、月2回実施をしております、おおむね400名程度の御利用をいただいとるところでございます。量的に申しますと、約12トン。下のほうに9月分の実績も載せておりますけれども、9月分については17.6トンと、日曜版を始めましてから一番多い数字になっております。

続きまして、同じく9月分の処理実績をお示ししております。9月につきましては、可燃物の搬入量、合計で申しますと162トン、21年度に対しまして減量になっております。過去1年間でトータルしますと、1112トンということでございます。

一方、資源物のほうでございますが、14トンの月当たり増量ということで、資源物のほうは先月より増量ということとなっております。分別のほうがかなり行われているというふうに感じております。

次に、処理実績でございますけれども、同じく2277トンの処理を行っております。焼却いたしました量が2022トンということになっておりまして、外部委託しました量は257トンという実績でございます。

焼却炉の運転状況でございますが、1号炉、2号炉、それぞれ37トンと38トンということで、合計76トンの焼却を行っております。大体、今年に入りましてからは、76から7トンという焼却を行っております。焼却灰の状況を見ながら運転を実施しております。

資源の日の日曜日版につきましては、一応9月実績ということで、先ほども説明いたしましたけれども、合計で17.5トンという実績でございます。

次に、ちょっと見やすいようにグラフを次のページにお示しをしております。

可燃ごみの収集量でございます。こちらのほうは旧八代地域と坂本地域で、中北の清掃センターに入ってまいります収集をしましたごみの量でございます。平成21年度平均ということで1605トンということでお示しをしております。これは月当たりの平均収集量でございます。

非常事態宣言を行いました前後の平均としまして、21年度1605トンございました。これを赤の点線でお示ししております。その後、22年度には1541トンまで1回減量しておりますけれども、逆に、23年度には若干リバウンドということで、1580トンということになっております。24年度の平均も、昨年度と同じように1580トンということで、これは現在、9月までの平均ということで

推移をしている状況でございます。

次のをめぐっていただきまして、こちらのほうは資源物の収集量でございます。こちらのほうも非常事態宣言後の21年度、済みません、21年度平均、「234」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。平成21年度平均が234トンでございました。これが22年度には235トン。若干微増しましたところ、23年度以降、急激に資源物の分別のほうがふえてきておるという状況で、23年度は241トン、24年度9月までの平均では270トンということになっております。

それから別に、きょう配付をさせていただきましたグラフがもう1枚あると思いますが。

こちら、可燃ごみの直接搬入量ということで、事業系と一般の部分をグラフ化したものでございます。可燃ごみにつきましては、先ほど説明いたしました収集ごみと同じように、非常事態宣言後、一旦、22年度の平均で853トンございましたけれども、これが824トンに下がっております。その後、本年度につきましてが少し、12トンほど9月の時点では上昇をしているというような結果でございます。

23年の2月から、ごみ減量アドバイザーを導入しまして、ごみの減量化、分別ということで、指導、アドバイス等を行っておりますけれども、その効果としましては、一旦、24年度はかなりアドバイザーのほうに事業系のほうを中心に回っておりますので、その効果としましては一旦下がったということになっております。以上でございます。

続きまして、めぐっていただきまして、八代市の燃えるごみのRDF化処理委託についてということについて説明をさせていただきます。

24年の1月16日に議会の皆様方の研修会におきまして、燃えるごみについてRDFという選択方法もあるのではないかなという御提案があっております。それを受けまして、市

としましても、そちらのほうの調査ということで、動きを行いました。スケジュールといいですか、動きました予定でございますが、提案を受けました後、荒尾市と大牟田市を訪問いたしまして、本市のごみの状況等を説明した上で、受け入れについて今後協議できないかというようなお話をさせていただいております。

一応、その次のページのほうに、協議をした過程のほうを記載をさせていただいております。

1月16日の提案を受けまして、1月の20日にまず荒尾市のほうを訪問をさせていただきました。そちらということで、現状のほうをお話して、RDF施設の状況についてもお話を伺っております。その後、こちらのRDF施設といいますのが、大牟田市と荒尾市で共同で管理運営をされておりますので、大牟田市のほうを荒尾市と同席していただきまして、訪問をいたしております。そういうことで、荒尾市、大牟田市、両市に対しまして、本市のごみの受け入れが可能かどうか御検討いただけないかということでお話をさせていただいております。

その後、5月ぐらいになりまして、RDF発電事業というのを展開しております福岡県のほうから、本市の事情をお聞きになったということで、話をちょっと進めさせていただきたいというようなお話がございました。

発電につきましては、荒尾、大牟田で展開しておりますRDF施設から燃料を受け入れまして、隣の敷地になりますけれども、発電施設を行っているところでございます。そういう関係で、RDF施設からと、受け入れと発電事業ということで、福岡県のほうからも今後協議を進めていただければというようなお話がっております。

その後、福岡県と同じく大牟田、荒尾、それから組合のほうから清掃センターのほうを訪問いただきまして、当市のごみの分別状況という

ような、ごみの質ですとか、そういう状況を視察をされております。

そういうことで、5月がそういう動きがございまして、その後、検討をいたしましょうということだったんですが、受け入れについても、こういうRDF施設につきましては、地元との協議その他、かなりいろいろ手続が必要だということで、この辺の段取りといいますか、スケジュール的に今までの過程に至っております。

それから、大牟田・荒尾清掃施設組合ということでの動きでございますけれども、本日になりますけれども、10月の31日に大牟田・荒尾清掃施設組合の議員さんたちに全員協議会ということで、八代市から依頼があつてるといようなお話をいたしたいといようなことで、本日、たまたま同じ日になりましたけれども、御提案があつているということになっております。それから、そういうことで、お互い議会、地元、御理解がいただければ、それからの協議を進めていきたいというふうに考えております。

今後の予定でございますが、委託費、そういったものの詰めと、今後搬入しますに当たりましては、試験搬入としてRDFに実際できるかといような試験等を行いまして、条件その他でございますけれども、そういう条件がクリアできれば、25年度から搬入のほうを行ってきたいというふうな考えでございます。

下のほうに地図的なものを添付させていただいております。

それからもう一つには、1ページ戻っていただきまして、なぜこういうことが必要かということでございますけれども、現状を御存じだと思いますけれども、うちの、民間施設のほうにごみのほうの焼却委託を行っているところでございますけれども、許可期限、その他、地元さんとの協議、その辺もございまして、なかなか安定的に今後委託ができるかという、かなり不

透明な部分がございますもんですから、そういう課題が横たわっております。

それと、今年度も計画停電ということで、実施は実際されませんでしたけれども、九州産廃のほうの焼却施設もこういう計画停電の対象と今年度になっておりました。こういうことで、もし来年度以降も計画停電等実施されますと、中北の清掃センターのほうも一応対象ということになっております。非常に処理、焼却が滞るというような状況にもなっております。そういった点を勘案しますと、安定的に運転できる施設が欲しいということで検討をさせていただいております。

それから、その下のほうに、優位性ということでお示しをしております。管理組合ということですが、大牟田、荒尾市が共同で運営をしている施設でございます。隣で、隣接しまして発電を行っております施設も、福岡県が算入しております事業でございます。29年度末までは、現在の事業を確実に実行するというような事業計画もできておりますということで、予定しております29年度までの処理が確実に可能であるというふうに考えております。

また、処理能力でございますけれども、このRDF施設につきましては、1日当たり225トンの処理能力でございます。これは年間にいたしますと、約6万1000トンぐらいの処理能力でございます。現在、5万トンちょっとということで、搬入実績がありますけれども、1万数千トン余力がまだあるということで、本市が予定しております1500トンから2000トン、2500トンという量につきましては十分受け入れ可能であるということでございます。

それから、ごみを使って発電をしておりますので、結果的には環境に配慮した施設ということと、本市の資源化率のアップにもつながってまいります。

また、運送につきましては、こちらの施設は運送を別途ということでされておりますので、もしこちらのほうに運送するということになれば、市内の業者さんを想定した運送が図られるということになってまいります。

それから、先ほどもありましたように、こちらのほうは発電も行っておりますので、計画停電というものの対象とはなっておりません。そういったことで、安定した稼働が見込まれるということでございます。

あとは、後ろのほうにA4のほうでRDF化施設が2枚、それから後のほうの2枚はリサイクル発電所のパンフレットのほうを載せております。

大まかに御説明いたしますと、まず1枚目でございますが、建設されましたのが、平成14年11月に竣工をしております。15年の事業でつちゅうことで、29年までということで伺っております。処理能力につきましては先ほど申しましたように225トン、これは16時間換算ということになっております。

大まかなフローですけれども、隣のほうに載せております。こちらのほうが絵の中に大牟田市、荒尾市内ということでございます。こちらの大牟田、荒尾市内の収集ごみをRDF化をしまして、隣の大牟田のリサイクル発電所に送るということになっております。こちらの大牟田リサイクル発電所ですけれども、大牟田、荒尾のRDFセンターのほかに6組合ほど収集されたごみを使いまして発電をしております。発電しました電力は電力会社、九州電力のほうになりますけれども、そちらのほうに売電というシステムでございます。

次のページに、RDF化にいたします場合の大まかな流れのフロー図でございます。収集しましたごみのほうを一旦受け入れまして、一次破碎ということで、ある程度小さく細かくしていきます。その後、乾燥機で水分を調節しまし

た後に、中に入っております、少しずつ金属や  
はり入っておりますので、そういったものを分  
別いたしまして、次の工程で送ってまいりまし  
て、成形の作業を行います。作業をしましたも  
のは、下のRDF搬送コンベヤーでございます  
けれども、このコンベヤーを使いまして、お隣  
の大牟田のリサイクル発電所に直接送り込むと  
いう施設でございます。

ペレット状でございまして、一番右下のほ  
う、製品のほうを、写真があると、ございま  
すけれども、こういったペレット状のものを作製  
するという施設でございます。

次に、大牟田リサイクル発電所でございま  
す。こちらのほうは、先ほどのRDF施設のす  
ぐ隣にできております。1日の受け入れにつ  
きましては315トンという能力ございまして、  
こちらのほうも余力がかなり残っているとい  
うお話でございます。

次、最後のページでございますが、こちらの  
発電をいたします工程といいますのは、先ほ  
どのRDF施設でお話ししましたものと同じで  
ございます。

それと、こちらの発電所に持ってこられてお  
ります組合でございますけれども、大牟田・荒  
尾清掃施設組合のほかに5組合、それから2市  
町ということで、こちらのほうに搬入をされて  
おります。

大体、以上が今回の生ごみの処理に関しま  
す、今までの八代市の検討結果ということでの  
御報告でございます。

以上でございます。

○副委員長（堀口 晃君） はい。ただいま説  
明が終わりました、ごみ非常事態宣言後の状況  
についてと、八代市の燃えるごみのRDF化処  
理委託についての説明が終わったところであり  
ます。この件について、何か質疑、御意見等  
ございましたら、挙手お願いいたします。

はい、増田委員。

○委員（増田一喜君） けさの新聞ですね、菊  
池市と何か、九州産廃だったかな、（「九州産  
廃たいね」と呼ぶ者あり）うん、の契約とか今  
もめてたけども、2014年まででもう終わり  
ますとかいうような記事が載ってたような、で  
すよね。あれになると、今、八代から送って  
るけれども、それからしてもあと2年ぐらいで  
すかね、今12年、あと2年ぐらいしかないこ  
とだから。こういうふうに別途やることを  
早いこと考えていただきたいんですけど、そ  
こあたりは、それに間に合うんですかね。

○副委員長（堀口 晃君） はい、山口ごみ対  
策課課長。

○ごみ対策課長（山口 剛君） はい。御指摘  
のあるとおり、本日の熊日だったと思います  
けれども、そちらのほうに記事が載ってしま  
した。九州産廃と菊池市の協議ということで、実  
際、平成25年の11月だったと思いますけれ  
ども、協定のほうの取り扱いについて現在協  
議中であるというお話でございまして、いろ  
いろ菊池市と業者さんのほうで、お互い意見  
の違いとか、そういったものがあっているとい  
うお話でございまして、今後その辺のことにつ  
いては、引き続き協議をしていこうという  
ような段階であるかというふうに考えてお  
るところでございますけれども。

いずれにしても、結論的に出てない状況  
ということで、本市としましては、安定的に生  
ごみの、——燃えるごみですけれども、そ  
ちらのほうを処理できる施設を確保したいとい  
うことで、こういう施設についても調査をしな  
がら、もし搬入できないことになっても対応  
できるようにということで、いろいろ施設を  
探している状況でございまして、こちらの  
ほうが順調に進みますれば、委託費とか、  
そういったやつが今後残りますけれども、  
その辺をクリアできれば、こちらの施設  
のほうも利用できるという方向で今進め  
ているという状況でございま

す。

○副委員長（堀口 晃君） はい、増田委員。

○委員（増田一喜君） そういう差し迫った問題がありますからですね、こういうのはできるだけ早いうちに決めて、安心ちゅうか、それを皆さんにしてもらえるように頑張っていたきたいなとは思っております。

以上です。

○副委員長（堀口 晃君） はい。ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

以上で、ごみ非常事態宣言後の状況について、終了いたします。ありがとうございました。

それでは、ちょっと委員の皆さんにちょっとお尋ねでございます。

あと2項目、新幹線の騒音問題と、それと八代市衛生処理センターの延命化についてということで、約、多分、説明だけで30分ぐらいかかりかかろうかと思っております。若干、12時過ぎるかと思いますが、その辺は続けてよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

#### ・生活環境に関する諸問題の調査（九州新幹線騒音等の問題について）

○副委員長（堀口 晃君） はい。それでは次に、九州新幹線騒音等の問題について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○環境部理事兼環境課長（今井 晃君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、今井環境部理事兼環境課長。

○環境部理事兼環境課長（今井 晃君） はい。環境課の今井です。環境課からは、九州新

幹線騒音等の問題についてと、八代市衛生処理センターの延命化ということで、2点ほど御報告したいと思っております。では、座りまして報告させていただきます。

それでは、まず初めに、九州新幹線騒音等の問題について御説明をいたします。まず九州新幹線鹿児島ルートを経緯につきましては、まず平成16年に新八代・鹿児島中央間について部分開業されております。新八代駅はそのとき、当時は始発及び終着駅であったため、八代市内地域の区間につきましては、減速運転での走行となっておりました。その後、平成23年3月12日に博多・鹿児島中央間が全線開業いたしました。全線開業前までのリレーつばめというのが走っておりまして、その分岐器が新八代駅構内に設置されたままになっていたため、新八代駅を通過する列車につきましては、前後区間においてスピードを減速し、平均で100から百数十キロ程度で走行をしておりました。

全線開業後、1年後のことでございますが、3月17日に新幹線のダイヤ改正がありまして、新八代駅を通過する列車については速度制限が解除されましたことにより、通過する列車が平均二百数十キロで走行するようになりました。このことにより、新幹線沿線住民から騒音や建屋の振動に対する苦情や相談が以前より多く上がるようになってきたところでございます。

資料の1ページに、熊本県が6月に調査しました騒音・振動の測定データがありますが、これによると、騒音の環境基準値であります70デシベルを超過しているのは島田町だけで、振動については指針値を超過する地点はありませんでした。

資料2ページを見ていただきますと、鉄道・運輸機構による4月に測定された騒音・振動の測定結果でございます。この表の左から4番目に測定位置キロというのは、博多駅からのを基点にした距離でございます。この鉄道・運輸機

構の測定結果では、市内2地点、鏡町宝出及び島田町において基準値であります70デシベルを超過していることが確認されました。なお、振動については指針値を超過する地点はありませんでした。

この2地点ですが、鏡町宝出は鏡側と交差したところの南側で、島田町は労災病院前を千丁方面に行き、交差しているところでございます。また島田町については、新八代・鹿児島中央間が部分開業したときの工事終了地点でございまして、その後、博多まで開業したときの工事、継ぎ目地点となっている場所でございます。

次に、3ページに添付しております鉄道・運輸機構への申入書を見ていただきたいと思います。市内の一部の地域で、環境基準の超過が確認されましたことは、市としても生活環境を保全する上で看過できないこと、沿線住民から不安や不満の声が上がっていること及び本年度末をもって事業認可期間が終了することを踏まえ、8月24日に鉄道・運輸機構に来庁いただき、次の2点を市長が申し入れを行っております。

1点目は、関係機関と協力の上、必要な対策を講じ、平成24年度末までを目途に環境基準の達成を図ること。

2点目は、沿線住民の要望等に対し、今後も引き続き誠実に対応すること。

その後、鉄道・運輸機構により、個別の家屋を対象にした二次測定が実施され、また市の申し入れを踏まえ、環境基準超過地点の対応としまして、鏡町宝出については防音壁の高さを2メートルから3メートルへかさ上げが完了しております。島田町については、当該箇所は消音装置のみの設置でありましたが、追加音源対策の工事が進められているというところでございます。

これまでも新幹線沿線の騒音については、適

時簡易測定等の状況を確認してきたところではございますが、鉄道・運輸機構に対し行った申し入れ内容を踏まえ、本年度末までには追加音源対策等が完了すると考えられることから、市としましても、その効果の把握を含め、環境基準の達成状況を確認するための調査を平成25年度の早い段階で実施できるよう、今年度は県や沿線校区とも相談しながら、その準備を進めてまいりたいと思っております。

以上が九州新幹線騒音等の問題についての説明といたします。

○副委員長（堀口 晃君） はい。以上、九州新幹線の騒音等の問題について説明がありましたが、何か質疑ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（大倉裕一君） いいですか。

○副委員長（堀口 晃君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。要望ですけども、騒音測定をしてほしいという住民からの要望があったときに、八代市として適正な騒音測定器がないというお話を部長のほうで、元気づくり——まちづくりトークですか、そういったお話をされておりました。そういった点からいくとですね、やはり住民の生活を守っていくべき八代市がそういった姿勢ではいけないと思いますので、ぜひ補正予算とかですね、そういうやつをとりながら、早急に対応をとっていただきたいというふうに要望をしておきます。

そして、申請をされた住民の方にですね、八代市も誠意を持って対応できるような対応をとっていただくように強く要望しておきたいというふうに思います。

以上で終わりです。

○副委員長（堀口 晃君） はい。お答え要りませんね。

○委員（大倉裕一君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい。ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（堀口 晃君） はい。なければ、以上で九州新幹線騒音等の問題について終了いたします。

---

・生活環境に関する諸問題の調査（八代市衛生処理センターの延命化について）

○副委員長（堀口 晃君） 次に、八代市衛生処理センターの延命化について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○環境部理事兼環境課長（今井 晃君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、今井環境部理事兼環境課長。

○環境部理事兼環境課長（今井 晃君） 続きまして、八代市衛生処理センターの延命化について、御説明を申し上げます。

資料の４ページをお願いいたします。

八代市衛生処理センターについては、昭和３５年９月に供用開始をし、処理能力が１日５０キロリットル、八代市の郡築十二番町にある旧八代市地域の生し尿を処理している施設でございます。ここに書いておりますように、平成１９年には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正によりまして、し尿の海洋投棄処分の全面禁止が行われております。平成２２年度には、施設全体についての劣化度をはかるために劣化度診断を業者に委託をしております。本年度、平成２４年度は、衛生処理センターの延命化について、国・県と協議をしております。

この施設の現状でございますけれども、３５年にできまして、その後、昭和４４年に増設をしております、もうことしが４３年目を迎えている施設でございます、もう経年劣化等が非常に激しく、修繕を繰り返しながら維持してきた施設でございます。ことしの７月に消化槽上端スラブの一部に穴があいているということ

が判明したため、人命を優先し、緊急修繕を行っております。消化槽は施設の心臓部であるため、同施設を延命化するためには、どうしてもこの補修工事が必要であります。このことにつきましては、後で担当者より図面、写真等を使いまして御説明をいたします。

消化槽の設置業者のほうに、ここの対策につきまして、いろいろ検討しましたが、補修等の概算費用として約７０００万円程度が必要ではないかということが判明をしております。この消化槽の補修工事につきましては、来年度の当初予算に計上をしまして、来年早々着手したいと考えておりますけれども、安全等の対策を講じるために、ことしは一応緊急補修ということで対応したいと思っております。

どうしても、この施設を延命化する必要がありますけれども、一応この補修により１０年程度の延命化をしようと思っております。その後、延命化をするまでに、新しい施設等の建設等が関係してきますけれども、それにつきましてはこの表のうちの、３段ほど表がありますけれども、今の衛生処理センターは水無川のほうに放流をしております、処理水をですね。それを衛生処理センターの下水道管のほうに放流する方法、それと浄化槽汚泥処理施設に併設して新しい施設をつくる方法という３つが考えられます。工事費等についても、相当金額に差がありますし、用地取得等も考えなければなりませんので、やり方としては、一番下の浄化槽の施設に併設するというのが一番安価で経済的なやり方ではないかなと思っておりますのでございます。

次、５ページを見ていただきたいと思います。

ここには、年度別のし尿、浄化槽汚泥の量を掲げております。平成１９年から２３年まで旧八代市のし尿を見ていただきますと、毎年減ってきております。浄化槽汚泥につきましては、

そんなに変動ありませんけども、これは浄化槽は1基当たり7人槽とか5人槽とかありまして、世帯人数に関係なく量がありますので、世帯が減られても量的には余り変化がないということで、全体的な量は減っておりません。その下の表には、旧八代郡の関係で、生活環境事務組合で処理してる量をここに掲げております。それと最後に、八代市全体の合計の量をここに載せております。

次のページを見ていただきたいと思います。

次のページは今後のこれらの量の予測ということで、生活水の処理計画というのを立てまして、これらの量をここで算定をしておりますけども、ここで見ていただきたいのは、浄化槽のほうですけども、平成30年ぐらいになりますと、今の浄化槽処理施設で処理してる能力で、八代市全体が処理できる能力ぐらいになってきますので、生活環境事務組合に今入ってる分まで一緒に含めてできる、能力的に、ここではないのかなと思っております。それに伴いまして、下のほうがし尿ですけども、そのとき、し尿としてもまだ二十二、三キロリットルぐらいは毎日出てきますので、これに見合う施設をこのころに、平成、大体32年程度ぐらいにはつくる必要があるのではないかなというふうな予測を立てております。

それと衛生処理センターで行っておりますけども、生活環境事務組合の施設についても、今、昭和52年に設置されておりますので、もう35年経過をしておりますので、10年後ちゅうたら、もう45年、うちの衛生処理センターと変わらない年数になるのではないかなというふうに考えられます。

続きまして、あと、先ほど言いました修繕等の状況、劣化度あたりの現場について、写真等を使いながら説明をしたいと思います。

○環境課主任（浦田富士也君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、環境課、浦

田主任。

○環境課主任（浦田富士也君） 環境課の浦田です。よろしくお願いします。

工事の概要と衛生処理センターの処理方法について説明をさせていただきます。

郡築十二番町にある衛生処理センターは、旧八代市から発生する生し尿の処理を行っております。浄化槽汚泥に関しましては、新港町にあります浄化槽汚泥処理センターで処理を行っております。その他の地区に限っては、生し尿及び浄化槽汚泥ともですね、生活環境事務組合の鏡町にある衛生センターのほうで処理を行っております。先ほど課長が申しましたとおり、両施設ともかなり老朽化が激しい、著しい状況でございます。

まず、市内一円より約、平均13台のバキューム車により毎日33キロの生し尿が、——33トンですけども持ち込まれます。持ち込まれるのはこの受入室で、受入槽に持ち込まれます。で、持ち込まれたし尿はですね、一旦、（環境部理事兼環境課長今井晃君「資料の12ページ」と呼ぶ）12ページをお願いします。

（環境部理事兼環境課長今井晃君「12ページ見ていただきたいというふうに」と呼ぶ）一旦、破碎機によりまして粉々にされ、この前処理設備でゴミを除去し、この混合貯留槽というところに汚泥が移ります。この混合貯留槽から消化槽へ送られます。で、この消化槽では約1カ月分ぐらいの生し尿があり、1000キロリットルほど、1000トンですね、の汚泥があります。ここでは一応、酸素を好まない嫌気性菌によりまして分解され、そのとき発生するガスから有効であるメタンガスを取り出して、今度はガスタンクのほうへ一旦ためます。で、このガスタンクのガスを再度利用しまして、ボイラー室で、ここのまた消化槽を加温して、また嫌気性菌を促進させるという、こういうシステムになっております。

次に、消化槽からですね、曝気槽へ汚泥を移しまして、さらに今度はエアレーションによって、好気性菌によって処理をします。で、その処理された汚泥は沈殿槽へ送られ、そこで沈殿槽から上澄み液を消毒槽で塩素滅菌をされ、水無川へ放流という、こういうシステムで、嫌気性消化標準活性汚泥法という処理方式で、ここの群策十二番の衛生処理センターは処理を行っております。

ことし7月、ここの処理施設の心臓部であります、この消化槽の一番上端スラブに穴があいてることが判明しました。

7ページの写真①をごらんください。

これは消化槽の全体写真です。

次のページ、8ページなのですが、③番を見ていただくと、汚泥計量槽の横の赤い矢印が穴の位置です。ここの位置になります。

で、前のページ、7ページの写真は、その詳細写真でございます。もう槽の中の汚泥がもう見えております。大変危険な硫化水素ガスが放出しておりますので、まず最初に穴を簡易的に塞ぎまして、現場作業員と職員の人命を優先します関係で、立入禁止と落下防止対策を行いました。9ページの⑤、⑥の写真です。

そして、このスラブ上で毎日作業行われていましたけども、この作業しなくていいように、ここに汚泥計量槽があるんですが、この汚泥計量槽を安全な場所、ここの曝気槽の、ここの⑧番にあるんですけど、ここの位置に移し新設しました。それが10ページの⑦、⑧の写真です。

そういう作業を行いながら、消化槽で設置業者——メーカーと汚泥処分費がかからない方法を協議をずっと重ねてきました。結果、補修費に7000万程度が必要になるっていうことがわかりました。

まず、その方法についてですが、汚泥が、まず混合貯留槽まで同じです。ごみをとってです

ね。で、この混合貯留槽から消化槽へまず送られるんですが、ここをショートカットしまして、この曝気槽へ仮設の配管とポンプを設置して混合貯留槽から曝気槽へ送ります。それからここの消化槽の1000トンですね、1000キロリットルの汚泥を今使っていないんですが、この消化槽2つあります、ここが700キロリットルそれぞれ一応キャパがあります。こちらのほうに汚泥を移しまして、ここを清掃を行います。

清掃を行って初めてここの改修ができるわけですが、改修はまずここのトップスラブですね、トップスラブを全部とってしまいます。はつり撤去して、鉄筋型枠工事を行って、コンクリートを打設します。その後、内部防食を行います。

済みません。これは問題の消化槽の断面図になります。一応、汚泥が1000キロリットル、これは30日分の汚泥がここにあります。で、これをまず一旦出してしまっ、ここ清掃と。で、今、穴があいてるのはここの上端スラブのですね、ここに穴があいてます。工事としては、先ほど申しましたとおり、ここのトップスラブを全部撤去して、また新たに配筋をし直す。で、その後、ここの中を防食工事を行い、で、旧消化槽からまた戻して処理を行うということで、一応工事期間として3カ月、4カ月を想定しております。

で、次の処理施設が稼働するまでの間、約10年程度は、ここの施設をどうしても維持しなければいけない関係から、25年度にまずこの消化槽の補修工事を行っていただき、平成26年度に、ほかの、どうしてももうすぐ壊れそうな危ない箇所をですね、（「11ページ、11ページを開いて」「資料の」と呼ぶ者あり）あ、済みません。11ページを済みません、システム図を、フロー、はい。（「資料の11ページですね」と呼ぶ者あり）はい。26年度に

ほかの改修をさせていただいて、それぞれ25年度に7200万、26年度に7500万程度を想定しております。両方とも必要最低限の補修と一応考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○副委員長（堀口 晃君） 今、説明が終わりました。本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。消化槽の構造の部分ですけど、現場を見るとブロックで囲ってありますね。あれは保温機器というふうに書いてありましたが、そちらのほうも何かかなり寿命が来てるようでしたけれども。その内部にも一つの壁があるということですね。で、内部の汚泥物を一旦未使用の旧消化槽のほうに移すということでしたけれども、抜いてみて、また新たに費用がかかると、中身を、内壁を点検をしてみて新たにふぐあいが発見されるということもあると思うんですけど、そのあたりは、あけてみた後に、また必要であれば補正をするというような形になるんでしょうか。

○環境課主任（浦田富士也君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、環境課、浦田主任。

○環境課主任（浦田富士也君） 委員御指摘の件ですが、確かにあけてみて何かふぐあい等が出てきた場合に、その都度対応したいと考えておりますけども、同じ型の消化槽が一応他市にもあるということで、その補修内容のノウハウをメーカーがちょっと持ってるってことで、まず想定される部分の配管等の、今回改修も一応入れております。

以上です。

○副委員長（堀口 晃君） はい。

○委員（大倉裕一君） はい。

○副委員長（堀口 晃君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。ある程度の想定

をされた部分での予算確保ということで理解をしたいと思います。できるだけ想定、厳しい想定の中ですね、取り組んでいただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○副委員長（堀口 晃君） はい、増田委員。

○委員（増田一喜君） 工事せないけぬちゅうのはもう十分わかりましたけど、もし工事をするときにはですね、やっぱり市のほうも安全はきちんと。これもメタンガスとかそういうの発生しよる、ましてや長年使ったとこだから、少々洗い流したって非常に危ないと思うんですよ。人命にかかわることですので、工事中には最善の注意は払って、危険のないようなやり方をしていただくような計画を立ててもらいたい。

○環境部理事兼環境課長（今井 晃君） 委員長。

○副委員長（堀口 晃君） はい、今井課長。

○環境部理事兼環境課長（今井 晃君） 日ごろからですね、職員については、何かあったらすぐ連絡して、そういう危険箇所とか何か。今回も向こうからの指摘があって、穴があいてるということでしたので、すぐ対応したわけですけども。何かあったらこちらのほうにすぐ指摘してくれというふうに言っておりますので、その辺はよろしくお願いします。

○委員（中村和美君） 委員長、いいですか。

○副委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） この穴あき部分だけが鉄板ね、それとも全体的にこういうふうにあいたとか、これはどういう構造になっとつとですか。コンクリ。一部だけ。よかよか、うん、そのまま答えてよか。

○環境課主任（浦田富士也君） はい、全部あの……。

○副委員長（堀口 晃君） ちょっと待って。

はい、浦田主任。

○環境課主任（浦田富士也君） 済みません。  
全てコンクリートになっております。で、最初  
が15センチの厚みがあるコンクリートで施工  
されていますけども、それが腐食性ガスによっ  
て、今写真を見ていただいたとおり、穴があい  
てしまいました。（「ああ、それでもあく」と  
呼ぶ者あり）

○委員（中村和美君） はい、委員長、はい。

○副委員長（堀口 晃君） はい、中村委員。

○委員（中村和美君） これ穴あいとっと、こ  
こは鉄板かなて思ったばってな、コンクリがぎ  
ゃん穴あいとっと。（環境課主任浦田富士也君  
「はい、そうです」と呼ぶ）それで全体的にま  
たやり直すということですよね。（環境課主任  
浦田富士也君「はい、そうです」と呼ぶ）わか  
りました。

○副委員長（堀口 晃君） よろしいですか。

○委員（中村和美君） まさしく、もうこれだ  
けしとれば、ほとんどほかのところも危ない  
ということですから、早急にですね、やっぱやる  
べきだと思います。

以上です。

○副委員長（堀口 晃君） はい。ありがとう  
ございます。

はい、橋本委員。

○委員（橋本幸一君） 工事期間中のし尿の受  
け入れ等については、どうされますか。

○副委員長（堀口 晃君） はい、浦田主任。

○環境課主任（浦田富士也君） し尿の受け入  
れに関しては、一度、先ほども申したとおり、  
ショートカットしまして、これは正規な処理方  
法ではないんですが、水処理には細心の注意を  
払って、受け入れはそのまま続行（委員橋本幸  
一君「26年度もですか」と呼ぶ）はい、26  
年も受け入れをしながらの工事を考えておりま  
す。

以上でございます。

○副委員長（堀口 晃君） はい。よろしいで

すか。

○委員（橋本幸一君） はい。

○委員（大倉裕一君） もう1つ、よかです  
か。

○副委員長（堀口 晃君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。延命化とは若干  
外れるんですけども、処理エリアですね。  
今、八代市のみという形になっておりますが、  
ごみの処理については旧町村のごみ処理も八代  
市で統一をしていくということになっておりま  
すので、施設の統合っていうんですかね、そう  
いった処理範囲の変更というか、そういったと  
ころも将来的に、近い将来、ここの設備更新っ  
ていうのをしなければならぬというふうに思  
いますので、そのあたりを考慮された計画もで  
すね、ぜひ検討のほうをお願いしときたいとい  
うふうに思います。

○副委員長（堀口 晃君） はい。よろしいで  
すか。

ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（堀口 晃君） なければ、以上で  
八代市衛生処理センターの延命化についてを終  
了いたします。

ほかに当委員会の所管事務調査について、何  
かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（堀口 晃君） なければ、以上で  
本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって建設環境委員会を散会いたしま  
す。

（午後0時07分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に  
より署名する。

平成24年10月31日

建設環境委員会

委員長